鏢

記錄文庫

また法ちう
治標或澄漂治ふの法
如也標ハ志ちう也
以寿為老右
力をつくしてこれをいたすも
のとあらんけるこゝろあるか
源氏廿七歳明石より京の
年廿七年より次の年十月
までの事あり始て明石の
老の事と同年廿八歳

さやけみえぬし
さやけ　清　さやかなるハさだかに
とふんとあらはるゝ也
須磨そてみぬし　夏の也
院のみと
院とよりいでゝ院の　こと
といふ聊義あるかの中古
隋安師徒遠号の事也
漢書注師古曰天子之文
號曰皇不顧治國不言

帝也　○高帝紀六年太公を　太上皇号すと注
帝みよと訓せり
いにしへこゝろにかへりて
○明石巻にうつしにてかつちる
やまかくてと故院の事
のたまひ給ひ御気ありて光
作善の事ありしいたくゝ之
神無月上旬八のり
明石巻そのすゑをこそあり
八講也

よの人のうたをまつること
をもとよりとく法をうけ人の
をうたをうたうこと
大きさは　河徹和の太鼓道
大石和中も法の国
をうたはせ　しく打ること
みをうたのこと和いうん
をもとは法の国いうんを
打りいそ文法の科なき
他あしをうたうをもひ

あるあるて打りけるかく
法のとめのうさわをんち
すしく打をも
御のをさをやき
をもきをうてやうて品性也
大をうたて　さをも返例
かうをうて世をもうく陽
をうをうんうて打うく打をも
世中のをうをも
をを法の陽をく結

[illegible]

あいるく　あいるく　[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆうて　脇殿あるべき

[illegible]

内侍の[illegible]　[illegible]月殿　[illegible]侍也

[illegible]　[illegible]

[illegible]

あつし　弘徽殿也

[illegible]世　[illegible]

弘徽殿も[illegible]物也　朱雀院

[illegible]脇殿の[illegible]

[illegible]　[illegible]月殿のたちあり[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]　[illegible]物あり　[illegible]月殿也

[illegible]

つねとなれてはるをも
ゆ　勝月和尚の作るを
人はおもしろいはれて
朱雀流の詞　源あきを
はるかなるらんと
みかのつれ　朱雀流のはん
勝月和尚よりぬ人ちすを也
さまを　松月和尚のを
おかめをとも
ゆるもさる人　源和也

松ふるあれ人さま
勝月和尚のをとも源あくひく
ゆるれ冷泉家の
うしろをも　朱雀流のはん
さを松源和の勝月和尚を
見れまきとさ松なんと
松和尚めをも　高くるまを
つくおもすを作るを　作る詞
あきみのはを　勝月和尚
源のをを作るゆへ

まされるふかきへし
こゝろみよりあまるかりのみそ
よろつのつこやせれく
朧月夜のさゆしゆ給ふもあはれ
ゆるしてとそ
まつのえことなれ朱雀院弘徽殿
朧月夜今まで懐妊なき
事ものなし
思ひあまる人の為
猶う深きいとゞ源氏をさして

何かてし
いかにみけるてかきい
源氏のさかりて子も出来んとと
くちおしやと流りあれとも
初いつけて須磨へ行つと
まさる人まてそ
源氏の子なるそれ人のなるまきと
こゝろしくも為しく朧月夜の
みの為なるよの朱雀院の御きさき
朧月夜のおほつくし

めでたき人　勝月院のこと
めでたき人　源氏
源氏ゆゑ　ものゝ上手
琴　琵琶　ものゝ上手
和歌　ものゝ上手
みれども　とゝ
さるたぐひ　源氏の編集
和歌　勝月院の和歌
さるたぐひ　海
人のかたち　源氏のすき

かたちこれまさり　勝月院の
かたち　くらべ
あるべきかたち
源氏　源氏の四季の四季　源氏サ
春の夜の御　元服
春宮元服例　仁明　醍醐
冷泉　花山
十一歳元服例　一条院
二月元服例　文徳　村上
花山

まうゑいいみゝり　入道宗之
うちにはめのとゝしと
朱雀院は春宮をとらてこ
給ひてあそもてはされはなきまゐり
なとのおひさきのやかて也
ねうし月の廿ら日　二月廿一日也
流こくふゆりの　譲国也
先帝崩御ありて後天位
のおりゐてとる　践祚とる

先帝位をゆつりてのちを
後をみつとを受禅と云　是は
譲国といふ
大きさきの　給継のみなうさ
ぬまつし
うちのきさき　朱雀院の太后
御ありさまをも位をはなれても
うちのきさきみかとの　ろやまうい
あるくさきにとのおんゑをと
なくさめるゝ

〇私 弘徽殿あらくはしもありぬべく
らうたげなるはいかんなともある
つきものなれ
そうには　坊也、春宮坊也
弘徽殿のみことゝは第一后
女御の腹のみこ也　朱雀院也冲の
皇子也若宮にて冷泉院の
ゆつりにて位をつきつる也
弘徽殿女御は右大臣の女
擬母の太政大臣の妹也

いとほしき
代ゝりてやむめるゝはず
ともある也
源氏の大納言　源氏任槐也
内大臣　天智天皇八年十月
十五日以内臣大織冠藤原
鎌子始任内大臣此時位在
右大臣上其後此官久絶
至光仁御宇藤原良継為
不任之　初次右大臣下令外之

家也

元三云に太政大臣
以二人也職原抄に有段
大臣と時任内大臣頭弁無官
綱を以三人あるべきにて
仕まつりしをとりあつめ
云こゝかをさなかりてろろく
なりしとに二ゐ無國なり
さまに内大臣なりなのれ
今春の宮と倉にのぼらせ

大納言冠内大臣と申しける
今はのまゝ春宮
中宮しるし仍宮の
文仁の御子にて位をはなる
今よりは代のまゝ
やうそ世のまゝつゝみと
源中の君方樣を物る人
ちうとゝ
あとゝけさ獄を
物語の器ものあるべと注編

しかて菅家の文章にも
摂政せられしとかゝれたる
摂政しるつきより
天皇御元服の後もいはゆる
幼主の御時は摂政とよひ
復辟表 復辟ハきミニカヘスこと 政ヲ君ニカヘスこと を
奉りて後に政をとりて なりて
後は摂政をあらためて関白と
称する也
摂政関白の事 異朝本朝

の例は周公に始る
やまとにてよりて
是より致仕大臣辞退の趣
下ゆるさるゝ 致仕大臣摂政の
次第なりしかは
人の家わたりとなり
あまたの家の例なとは
引て摂政あるへきよしすゝめ
給ひ
見ゆることも 高山四皓のたくひ

称や定めなく候てある
賢人のくらゐもとらむ
〱下は私一国の編定めて
より外のこゝろ濁りし人の
ありさまてうけにあるまじき
ならぬあしも
致仕大臣槐路東三条関白
例なん
すなはちそれなれ
辞しそれなりけるかな

これも六十三まてなりける
忠仁公貞観八年八月十九日
始蒙摂政詔 六十三歳例也
これもとめつる貞信公の例
をひかれけるにこそ
世中すさましく覚えける
致仕大臣病あつしとかこつけ
なりしとも大のたまはん朝の時
大納言ともえんのまちたる世なり
ゆくへもなく籠居しなりし

三月ちて宰相中将
宰相中将はなを折て
いとゝ是ゝ二月の初めの比
まて先朝の時とあ一つき
人ちもとゝ是の花
ちるあるつる花のうてきを
んとけるを出てのるも入
ふをとゝ花てを朝ちに
ゆてつゆ
う九月の初めの比

二月の初めの比宰相の
十二ちの月
冷泉院の
御とのにて
かたらさこ
秋のよを
の月ゝ
後に紅葉
ちゝして
左兵衛督

八郎右衛門殿　きみ殿
なるとも也
大殿さまとおもひきみ
源氏のさまの知り申方なり
大殿さまとゆ者といてり
中はよりは大殿と大殿さま
なるは昔いうるれもさま
はるまし　移改殿の人
世の人おもてたはなんん
と雖あるべきあれ

うち春宮の殿さまの殿さまくるまふ
又春宮さまにられ内裏の殿殿
春宮の殿殿をゆ者殿
殿　梅事さま殿ゆさま
人も院の殿殿をさま人もあり
殿春宮の殿殿さま人へ
四の殿殿をさま人もあり
昔ゆ者の殿と北殿殿
こゝにめきこ　春宮也
又さまにあるべ

義之の四字文様なりとも
源氏物語の何となくあなかしこ
かゝるとの比にしまあり今は
かく源氏の御気しれてさるへ
かゆる文をゑしきを
よろこひの折ふしにもそれをそ
思ひ知たるこそ
おの御事 源氏の御かたり
まてきこえ給ふ
むつもしく思ひ 源氏いまも

桜咲くころにや也
世にはぬ人くも
義之のつゐにありし也
まゝまゐらせ給ふ也
よろこひつもん人なきそれ
てまとへきまゐらせ給へ
はのへいれさく
二条の院にも 義之の御ことは
源氏のめしつかひしもとを
すゝめつかはして 義之にうけ

院の御處分也とのの後
相国寺より御ぶんつかはす
給る宮ばらのの
あるまゝにちかくまゐ給
せんとおもひ給へすし
かのあるよくるまもとり
明石と懐姫の事
おなじけるもの
おもはれもし御ぶんの
ことなるまゝ者共の云様
なれども
ひとつあるとおもひ給へ
中納言つきやすれ
なりとも御ぶんのあるこゝ
ろ
物のありさまも
ちとはなるこゝ
二条院のひんかしの
殿と東の院とをいとなむ
院の御せうとの

譲位ハ承久のまうち
はじまれあれ候也
三月ついたち　去年六月より
當年三月まで十ヶ月也
二日比ならしやりてうみのうち
いろそくあれ御使いつまりれ之
母それ　比息女明石院
めしとき御それ
女君のまうとかへり
ぎんとりいまさめたてまつれとしゆ

よろこひかへて
すゝえて　宿曜師也
宿曜をと勘へて用ゐる古者也
先年源氏一生のまうさと　宿曜
師勘へけるちからくし
宿曜のまうし相叶之甚しく
思そきのみまうし
おこ三人まうとあるそ
宿曜ニ源氏の子三人おはしまして
つとかいふは后太后に冷泉院

明石中宮見たまふ紅葉賀

と明石君とをとりかはすのおとり

とりかはすの中にたてまつれて

中のおとりといつるも但今年に

竹川て左兵衛督みてちきねの

屏風をとりて西北隅の中に石見

なりとのつくりもの今年のおもし 葛題

のまもわ源氏のつくりもの

右兵衛督ありのつくりもの

つくりもしわ源のつくりもの

面白かりつる女中のとり

つる女いとあはれなりと

つる明石とをとり生まれ

養子にはまれる物語の

姫君をとりて物語とに

いつるこそ

源氏私記あり異説

大てとかこまるを結ま

源の源海のおもてをの

事もあるべきことなれども
人にはとりてのちに
なを天皇のそなはれるを
れうとちなを信とのこと
きこえたのく信をるひとなら
法皇法の門徒となれば高貴の
信のまことをうけくみたまと
なるものなれば
きこえ給ひ
みたまのこと

みたまの信つさ
はらんとおもひたまへ
あまたのみこそれ中と
これより法の人年をいり
ひとりとなれば
なを信の法のこと法もすべて
正義あるべき信をん
とおもひさまを今
なをかつ多比高貴なる信
けつとおもひたまへ

こちらへくて　給事の中
給事の中　桐壺
にみちたまふと　人のたちに
おなをこ
宮ゆくすえの
桐壺の　朝臣なりと　なを
ゆへ　姫君　給ふ
なをも　おぼしきやと
あまり　ばかりと
すまよりは　神のたて

明石君を給ふ姫君
おなじまうちとあり
元人も　明石の君
ひのくらを　おぼす　（今年）
さらもていかゝ　こと
をは　姫君　給ふも　如
人なら　明石潟を　渡せ
あまも　いと　なく　塩を
しほたれて　ばかり
ばかりて　明石の姫君

も今たゝるあらん事遠
と知るべき
ふるさとつくるべきよの
明石上を伴なひ
用意し
住る所はすくき
宇治めぐりをもとゝ
はるかやうにて
せんのむなの
明石姫君の乳つけ
宰相の君といふ人のまま
母宮方の者といふ人
宰相より宮通まで人
宮方とたゝかい流中橋岡
なりともあるまし
もゝるさはりて
たゝるたよりあるて
宮方のむすめまをまを
人の海や中なるめ

よそに作りなし
ちるとき風
明石の姫君のもとにおはす
れも行きあはせたりける
ひとまとまりすゝめつゝ
えらびいれつる
宰相の君の御
あだ草亭
ふるもたもとひたるゝ
あとをのすゝもあく

是衆に及ばず
これにあらずまを

もとゝ
かのあるやうより
ちるまゝ
いまとゝ
思ひあたる
いとけなき
清のうゝて
ゐりまゝた

つけてよく領掌すること
あらしらやりあらさ
乳母をとりもつのかたいつ
きたりとも清和の母言こ
文のつもり　和もかる
指のつらに出しらくさこと
かた田屋をもいらい
つきさ所ゆのかたを
うへのこの文はつらい　宮たちの御
はす源のみはまもあり

家の言葉
さしてはかたこと
事柄かたの人のあらねこ
言葉へつつき
先のことをおもつらくわ
言葉へさ面かきと
まて松のくらい　事柄の
松のくら源の宮ちかも
はちつやとやつくへ出
給てよりてあること

心あるこゝろ浦めのうら
ちはやぶるかみ
そらやまとのの
はるの朝ぼらけいろ
ちはやぶるふる号
りめて心めてるとてるれば
ちはやぶるちはの
別をかうもきて明ぬ
たてして心あらまき
とこしなへのこゝろ明ぬを

ぬれてゆくを知るを早れて
ゆくをとゝめるを過
心あるとあるを
引あわとあるをあれば
ちはやぶる

車をとゝ
のさかとゝ
ちはやぶるかみ
ちはやぶるつるぎ
ちはやぶる太刀也如何
つのくにゝ

皇女禎子 三条院皇女陽明門院是也 御母中宮妍子 御堂関白女也
長和二年七月六日降誕即日
被奉御剣是其例也
めでたくも　てまゐらせたまひ
今宵のみかはひ
今日の姫君騒きのさまを
枕もしやりぬこ
あさりのゆきぞれは 或草子地の詞也
ゑふれし 辛命もゆるされと
くれし御つきさるし

いはしも袖ちらむ
定の代にあさの羽衣まれときされ
をりもつきあいまふ知らなん
其筆の人なりし御あのいつ
袖もちもれとなとも言ゑんと
惜の〳〵わすれは
めでたのくさのはさし
うちそへてもそれ 秋のこと
いよ〳〵 昭君姫君との御事
おなしそ子也 或いはこそり堅るなし

ちこのいとゆゝしきほど

姫君と乳母のみそかなる

けしかうこゝろ見とりめ所の

むくつけけり 諸ゝこれ所

とりつゝ

源中納言はめとくあり

源氏の中将にたゞこゝろ

ゝをあらはしたまふ

ゝ

ひめ君とくるゝ

一日くらすとおもふ心ちする

ひめ君の御ゆゑ思ひなやむ

ゝ

ゝ

こゝろのきこえ 明石上也

ひめ君にこゝろ源氏のくやみて

おもひなやゝ ひめ君の

なやみわびて

ひめ君にこゝろ

ひめ君入内の御

わたしなりもとゝ

とくまゐり 京の御使也

ゝ

ゝ

源氏

御ゝ

ひめ君の御ゆゑ

語りしを語るに神の
姫君や神のをしへをきゝま
くこゝたえんかたしもなく
御身へかしこまりのけ
とて御身のかすゝ
いろいろとくよろこびたまひしを給ふ
とありけり
明石の浦は御かげとの扱
光をおとさけふやきまるへ
ひかされともあらさるまいの

切らるればなりてし
大宮にはあまたの神すゝみ
まはらく花をとれらかほせ
めでゝ神のをしへをききとらす
早くの調と
あやしみて
源氏の姫君をみてさくお逢
女君は　世にも明石の姫君の
生みたる下級とまれ給はれ
さりてあられ

[illegible]
[illegible]
世のうらみ[illegible]
[illegible]
[illegible]
世のうらみ[illegible]
[illegible]
[illegible]

ちりぬるをわかよたれそつねならむ
うゐのおくやまけふこえてあさきゆめみし
ゑひもせす

源氏の歌

あさからぬ
中納言
ちきりをかなしのこの世とは
思ひしられぬ

西京

そこはかとあるこの歌ども
よろづのことをみそなはすとて
源氏の明石の入道をもまた
ものしたまふ
その姫君は
私
源氏ののたまふよのあるさま
この人をかくまして源氏の歌
明石のあまのすまひのあはれも
源氏のはつかしうあれども姫君の
行末をたのもしくおぼしなす

まことにきてきてもも
嘆今はまことの細と侍れば
ひのんかたてもをんてめいん
花もとも
あされかもしも
明かるて塩やく海のもとに
なるひきてもあるとはよ
ゆ水とも
ともと清のよりあるあ
かきつめてあるもはもも

今いつちあさ根にてもも
よりとも新とうもちをもをる
ひるあの清るをもの
ちと清の海はまもあと間
はのもも
人とまわるさ間
明かとの水清のもの
新の山ともりもちも
秋に入ちく
人てあるもの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

見の松にきこえんと
明石なる海人の袖
松にうつるや　浦の網
松のみどりやあるらん
生のこの木を根しるき迄
きれとり世をとゝむる
世をゆくすゑ世をれの
ゆくも世の浮沈
なれとも
うてやいそのつ

いそやとんをとれとい
ゆきの松をしてまつ
命こそ　命さへあはぬ
世をうしみ紅をんと
人の家にあるとも
知られぬとゝ
ひとゝゆへやそ
手紙
名ばかりして人の根とて
すゝも生あとひとりをきり
見ゆへとゝ

そのう
すめるこ
かのすれちもん
明石とのこと
しを祝ちをやん
主の祝ちを
うちうちはけさ
主の祝ちを
祝あ申ていそ〻恨
祝あ申ていそ
祝うちみとうあうと

生ちうもひれと

年日
よ祝ちをあうこの海
みあうと海のあをと
青月みうこいるこ
いうこ年日也三月十六日
産生をみる
五十日ゝは祝ちあるこ
何ともいるようある
祝ちてあるものんて
くち祝ちのもちや
年日
観世音菩薩のんかくら

一ぬしとおぼしきあり
おとこえうなるまゝに
男子なるゝ却るゝ
あるまじきこと
[illegible]
あてこそ[illegible]
かゝることをきく
[illegible]ゆゑ恐[illegible]
[illegible]
うるはしきものけり

うたがひ[illegible]
[illegible]
むかれてそこ[illegible]
[illegible]
めるも[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

海松や吹うらかぜもいとわく
うら松に海をへだてわく不要の
[illegible]
[illegible]あやめ〻紋同也松の
[illegible]あやめも
[illegible]
[illegible]

[illegible]

海松をみるとうるはしく
[illegible]
[illegible]のあくるまてまの浦
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いはけなくひとの世のこと
をしらでなりぬるとしのつ
もりにけるかなとよみはべ
りけるのみこ
あるもの　明石の女御の
はらからにたまへる
やみのあはれにて
京よりの宮仕へする人の
もとにあるこの女きこえ　女房に明石の
おきなくなりぬとあるも

おきなくなりぬとあるのの
京よりくだりたりける
使ひなどにあらはれ
あるもあるべし
くれはてぬるとせあり
いとものの中にあるべし
ふるさとの人の山住
もとめる住まひの人
こそあるべけれ
ゆゑのとはぬ
ゆゑのとはぬ

[illegible]

[illegible]のうちみれ　のと海の

京[illegible]の[illegible]海[illegible]

なるこりそ[illegible]めたる[illegible]

[illegible]行[illegible]る[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]

明[illegible]のこ

[illegible]つよく[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]て　明石と

[illegible]みと也

あ[illegible]

[illegible]の人[illegible]明石上の母也と

[illegible]と[illegible]也

明石上[illegible]播磨守の女[illegible]

[illegible]の人の女[illegible]

[illegible]相[illegible]

[illegible]

[illegible]

めれたいうとて源のみ
こいかくすると
源をあらてさるれ
いうこ五日をうてうち明
のんこ[東]うちはれ水の流
[東]鳴をと四郎[東]鳴けて数あ
こ聞られ同人もた
源四郎のうれめとこんけ
氏のうをこうとこ
[乙]郎[乙]源四郎をんて

はこめ河のうち四郎に教
四郎こ人こうもれ
五月日をとめこ
人こうこ源に告ける
んうをこ数むく
はんをこ源こうに
こうこうに源のみの初も
きれこみてこ
ようこ
みの初こ
をこ女をこ

人をもいとはしとおもふ
元是しなのの
菊塚はかをもとめ
あり高なれ
和の品をあつることを
にて四石上のなるく行
なるをもとめ
宣にうつやすく
清いのみ和くのるをと
すめなるをみの葉
（ジ不モニ祝ム）

ゆきあるとあるを姫をうつ
やすくなるやうるもるを
いしるをもとめ
うちうしみ和ちい
ゆ石上のみを清のみ和ふ
きをうつ
あそれとなるやうて
ゆをとうつ清てうちきる
吟ーいうるきを
如きみ 清の物をけをの

みのてし

こゝろをそらして

みちをゆくうちをもてく毋の

和をそよふてゝつぶ

まんとそよふてゝ

[illegible]

のこゝろたてる

[illegible]かくよて　おもゆ明れの

ゆををゆ[illegible]の[illegible]人て[illegible]

あり爲ていれ[illegible]ものく

のゆふこゝ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

ゆ[illegible]ゆ[illegible]

こゝに

ゆ[illegible]ゆ[illegible]こゝ

高の[illegible]

[illegible]

きく[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

やん[illegible]

やむことをえぬ人のもとにまかりて
ものがたりをしてかへりぬるのち
心ときめきしてとよみ
侍
ゆくへもしらぬ山ぢにまどひぬる
この御ん　ほとりのきき
わたりていとをかしくそ
うまれそめにける
かるるこゝろ　なほ離の宮とも
さはんこ
おもひやりたまへ

離宮の事ども
又御ものがたりの
さわがしくなりぬる
ものゝ
離宮のさまなどいとゆ
かしきぬ人をおもひ
おもひおこして
ふんとおもひて
離宮のさまをとこ
おもひやりたまへ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

男女のちぎりをこめてふ
さねるるのみちなれども
なほさらのたてまつるのち
まことに親もちの中れば
あるべきことなるべし
源氏の御れいなり
そこらのおとこすら
源氏の御事をとりけのち
いかでかくれわくべきと
そうなのうめそと

源氏ゐこころのおもむき
ものしりつるまじきまけ
のこそくもんなるあそ
と源氏のおぼしまどふ
ことなりい親王のんな
源氏のこころをしるべき親分
ひとつのおもいはなれ
ことを親分に対面の大切な
事の御事ありてもおぼし
なりたまふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
の道に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

のゝ河ばたにて受領
相模由緒あるものゝ作
なるべし
西行のうのきみ 勝月よの
源中の納言なれば
高貴さかゝれ 高貴す西行
納言もきこえ
高貴すゆゑみなきゝ
人ゝなるべし
女院 勝月院
中ゝ所もきこえ 朱雀院御
かゝ中ゝ
相模もかゝ
頼
源の人ゝ
院ゝのもの
相模
女院 更級
朱雀院
東宮の母女院 家書

仕出御膳の時分
相すもうく地をしの
心腹の心を者共にあれ
うれうしく門をるまて
相すまをこ
あつらへまをこ
御本のあと戸、桐壺こ
八梨壺こ桐壺梨壺
の殿也
高砂もうこ

者共をも御めのうしろ
中れて
入道きさいの文
戸をもうれて宣太后
なとうれてきうれこ
如流中
陸をつうれて
陸をもうれて不可戸をを
をを太上天皇の尊号を
中納言位封戸金六寺爵
なとぶをもるまをすこ

其中に御封と封戸也
三宮とをの〳〵千五百戸なり
太上天皇にすゝて二千戸
はなはだめでたし院司女房の
まつさとの判官代を典侍とし
入道とは男女仏法のなりへ
人の名こゝ同時に融源信薬師寺
二條院内
親通女　天禄元年五月九日
御出家号入道宮
いとくらし　出家事也

院司もなりて殿上の御
さうさうはすゝめて
年来音をのみ泣
とりつゝけたりし
文年山の入のさとを今
四人のみして出家あり也
新宰相の御方はまゝ無御
本房もとをれたりし
はなつれも今入なりし
さて御方出家とゝ

行ものをしらぬ　大なる

行くゑ　なりめもとも

世とんのまこと　ほうたこうらい

つまもつのうち　又ゑもも

ひんのまうある世　ひかりめもと

只行くなり　雲行の人

行ものい　雲行い　源ゆをよ

只ものもも　源ゆをうる

行ものんをつ　つまもはい

人もやすい

大なのり　源ゆをあく

はしらい　源ゆ合よく

あるりめも

はつけよと　和もあき

人ものを　うくはうち

人のもつ　きあ

やすひもと　ゆ源ゆ

ものもひ　世ものを　迷惑

只もつて　腹をもつ也

ものみて　世ものの文也

須磨へ源氏のくらしのさま
とりわけて世をきこえ
いとりわけてきこえられ
うたての世をうら
の御ものつれなく大将の世をう
うらめしうもみたてまつる
本位にとりあつかへ
とも位をはなれ
行とみたまふ
ぜんの父をうばひ給ふ

うれはしき事をかけ
ちらせるさま
入道の宮
藤壺と申
世中のすさ
源氏の君の
事をつけて
て
大ゆるしの
大てのまこと
世をうらみ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]すべきことにして
[illegible]の[illegible]を御書[illegible]有
任古指[illegible]事[illegible]事例歟
須[illegible]の[illegible]也
[illegible]の人へ
明[illegible]時[illegible]
[illegible]
[illegible]とありて[illegible]と
[illegible]事[illegible]と[illegible]
[illegible]とありてよろしきん

明[illegible]時[illegible]の[illegible]年の
社[illegible]事の[illegible]事[illegible]
懈怠也
[illegible]きいのみとうつ
[illegible]とありて
[illegible]事[illegible]
[illegible]
[illegible]

明石浦入海の初瀬と事波
其様子にさいるよりあり
書い懐姫をそまつき海
独と南年南紀のをとりてきと
こんちうこ
毎年海をたち
明石より海つたいに
きにたりつくる程
海の毎年石屋のわ
のこりてまてみ

海の底をとふの事
中に毎中より文書りる程
いたくさうむ
霞の神宮也
かく人ぞ知ぬ　日ようりう
十列也
十列と東西の舞人十人
馬とのりて紫束にすまと
ものとき神楽の行事南
加賀家行事ものり行ためし
見て秘所をおること

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

松原の　[illegible]の[illegible]

の[illegible]

[illegible]

[illegible]

袍の[illegible]源あり　[illegible]は

袍冠[illegible]

[illegible]

六位[illegible]麹塵の袍を

青色[illegible]

[illegible]

柳の[illegible]院の殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今又穀屋尉ハ左衛門のつかさ
穀屋ハ左右衛門のつかさ
ともうす也正とくとうの
内宴に公卿殿上人
ことゆるすとつるこみ六年六月
より二人つゝ紙六年六人也
其後年礼とて烏帽子
きるこ興ゐるとうしうとも
ゆきとも
おなしとう穀屋也

延尉佐ハ赤衣をきる也
延尉ハ検非違使也
あつらへ二枝あり紀氏
うもうと獲者とうもうとも
是ハ紀氏也
ゑんくん
良源とうめ明ゐ
いちの人ハ是ハ是也摂の
四条人こ
立事とうた明堂の人也

かたちの御例とて
河内守大炊助賜童随身
所定未勅出中右記云御堂
入道殿令賜童随身九條
例云々今案御堂南院長徳
三年給童随身六人云々
長徳二年八月九日条夜子時
藤右大将同以童六人者
随身三年十月九日勅賜右
右近衛府各一人近衛者

三人為随身組織童子云々
と無下々の所為なり
然すれども
のちの世
水干なりや
狩衣なりや
其儀なりや
文治元年
十人云々
童子六人云々

弘安御家人番帳に康綱
河内の武士の例をもつて
陸奥国守護職を
給ふ右
河内武士の例に倣つて
但馬国の
あるべき所の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大原さとのわらべ
ども庵徒して高雄
ゆき給ふ 南京八ぢ
つくりあそびやうの絵にて
なを書にしたがひ給ふ
やうをよくてとゝ清のわら
はなどみはりて見て
しらべ
京町ゆきて初てゆかん
いろのるさきゆきやう

明石の姫君
まゝこの
いよゝ御中うのこと
姫君のゆきを待給ふ
くゝのつゝまりて
按察宮と高雄
ちらもあるにはまりけること
いとすくしとも
いとゝさとなれて
明石とあくの行とをより

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

姫宮の事

まことに生也和てよとの事

神代のことはしらずまことに

ひとりこそけれと感する人

あるべし海のまよひて

海山の事須臾にして出

の所業也もしこれ

めることをもれりと

云てあり海の神

是驚あり海の神と作事

姫宮の事海山の神

海山のさ海を知らるる人

あるべしれ

汐のつかてこそ姫宮は

神の山に海山の人

須臾の海をこれ時

よりをかれ入道むこ来り

四方をみるあり姫宮

ゐる事入るのあ姫宮を

きてとくるれの云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

神武天皇戊午年春二月

丁酉朔丁未皇師遂東

舳艫相接二万到難波碕

舍于有渠水潮太急因以名

名浪速国亦曰浪華今謂

難波訛也

代始八十場祭難波

あり豊秋の公卿をもて

奉命て解除する事あり

これ皆難波の四天王の例

なりけるとぞ

伝聞天皇の口伝をもて堀通

る川なり

[illegible]

堀江ちゝ
御母ちゝ
堀江ちゝ
今ちゝ
傳ちゝ
ちゝ
表ちゝ
あちゝ
ちゝ
四人ちゝ

ちゝ
ちゝ
惟ちゝ
御中ちゝ
或説
硯紙ちゝ
ちゝ
古車ちゝ
古車ちゝ
車のちゝ
惟ちゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

川をわたりいるとあり左佐地
の初瀬寺あり
をはめけるなかとち
かつらのみやの明石のあらの
海面をたつねとる
こはなるて 海上向の方
んのこころくに 明石の浦
うらやけなくなりて
海のかたをかすめ
かたをあつてたつねとも

あるうこんあるこをもなき
はるゆくんとうとうとうとう
なるものをすもはるもも
春と多況つ 紅葉をせて
いるとり
立みのし海 明石の浦
源氏 海の面 紅葉
さをかつら四位 義海とけ四位
光みの海 うこのあと
なるつるそこ 明石とのの

[illegible]
明石の浦
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あるとき　あるとき
古行の人　[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

にもあらぬ
浦のみをなまめかしきを
物思ふ
打ちなびきたる
玉藻の中に軒破のやうに
ト一のわたり
海とやうに舟こぎ
冷泉院
かたらひ
こぎたのむ
舟出

秋霧中宮
陸奥の御の御
同つて
うちなびき
浦の中に
うちなびき
しるし
むすばれ
浦のつ
宮前の
縁ちかく

物とも見えぬ
ものあり
或 昔の伊勢物語に
なほ深かりしとは
思ひもよらざりしと
あるものなり
深かりしとは
知りもせざりし
人の
もとにあり深くこそ

深くこそ
思ひそめしか
かくばかり
なるべきものとは
知らざりしを
六条の
六条京極の
或 伊勢 京極の宮の
あたりにて
あるを

任[illegible]

[illegible]や[illegible]て　媚　閑雅

同[illegible]　[illegible]

[illegible]て　[illegible]の[illegible]

[illegible]人へ　東　[illegible]の月と

[illegible]て　[illegible]の遠[illegible]

[illegible]所　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]あるを人へと

[illegible]

[illegible]なりけるの

[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]の

[illegible]

[illegible]くよ　脇息也

[illegible]の[illegible]也

[illegible]と　[illegible]の[illegible]

[illegible]の程

清水の四[illegible]の程をみえ

つゝをまもらうとゝく

[illegible]をし

かくまても　[illegible]程まて清水の

[illegible]の[illegible]四[illegible]の程

[illegible]り

[illegible]て　[illegible]寺の事を

のゝしくし

[illegible]

[illegible]の程の[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]

世年を[illegible]程

[illegible]の今[illegible]を初を[illegible]

[illegible]

初を[illegible]

[illegible]程の[illegible]

あ[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]の頃[illegible]
[illegible]
遺言[illegible]
[illegible]
[illegible]

見あつひ[illegible]

あいうくも　清水のんこ

あかりに[illegible]

[illegible]

なとを[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の尼の行
[illegible]
[illegible]のうえ
[illegible]潜也
[illegible]人
[illegible]
[illegible]
[illegible]

人は行きてのちのなさ
ちくまりきたち源氏物語
をきたるにいんちよう
ふんとん
いとをかしけれ　宮の御
宮のすのこのちかくのそこに
をんなと宮の御
和琴をやうやうをしたりと
聞きてあさうはかり
源氏の御心地と

おもしろくもあるかな
なをうつくしうもあるかな
とおぼしめす
和琴をいとをかしう
ひきたる
かうらいゆいとんの源氏の御
遊びをあるはかりはかなく
おぼしめしきこえ
和琴をいとをかしう
とおぼしめしきこえ
遊びのつてにいとうまくて
おぼしめしたるのん

坂陰のみそら
源氏の兵部卿あまそあれと
なをしみそらのそらて
塩竈と桐壺帝の宮の
そらて扇のおとをおもふ
きそらのみそらきそらの
神楽と前栽をうつす
坂陰の宮は扇をおもふ
なれとそれはなのそらを
又宮仕りもちそんとそ

すそらのそらき
源氏の宮は扇をあそ
あそらの人も宮あそ
宮とそらの今すそら
宮は宮より扇をそ
宮は宮をそらの扇
あいなく扇をそ源氏の宮
そらくの御まます
紅のまの御のそも源氏
宮つけの扇なり

又ある人をまねきて　山沿ひなどの
まうでつかまつりたるに
あること所をのの
家おの所にそなへたるものの
何様所々にうつくしきものの
あるを見付けたるを所々
はこの内物　人のもの
笑ふ　海ゆきまつる船
こゝにかせをおいて　所々こゝ
行ともおぼえず　所々あるの
あるを

女別当にて　所々にある
女房たちの
きくこゝろのおもしろき
遣戸の口
海ゆの宮に
みやともあるを
あるをみしを
御ぶくなどのまうでて
いとなげけ
中絶をとゝ人を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

家
おもてのかくまりにてはけて
文をとられあるいは
緒海のおもてのさかをと
人々のいろ〳〵後ろ
ひとをもとめんい
ひとをもとめるもあり
清水きよう寺さんもあり
伊せをもおもひおもひ
女別当内侍女房おるも
内侍が若子あるもあり
ひ母うくつもきわらをもと

ちをと
ゑれ人おもを内くるせんの
ものと
いうをあるに
ゑれをもの
ゑをくわるを
うをとくしき
内をとをあるを
をくいをくをを
いあれをと
まうをんをたをを

入道殿すでにとしたけぬ
さためなき人のおもひ
なれはてぬるこそあはれ
みさきなるのかすも
白髪新の絵すも
こゝ人も　ちりぬる四人
まつ人もやがてあるべき
宿をあくるとて行ちる
あれ行人命報ちり

京都
京師
高野の入あしのうら
山科寺の入あしのうら
はもとれあとをくるるを
はつ月の山東山の端の
月を仰ぎて
舟をいそぎ
出をいそぎ
行くそくり

[illegible]時[illegible]
[illegible]
[illegible]
世[illegible]
[illegible]
[illegible]桐[illegible]
[illegible]代の[illegible]
倒[illegible]
[illegible]
[illegible]倒[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八幡の宮の御ぶ[illegible]
かくしのまもりとなん
源の頼朝の院宣を作り
ゆめ[illegible]わつ[illegible]
[illegible]
きゝみわたすに
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

今はとりてのさらに
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

如流水無住之
[illegible]
陰[illegible]
未練陰[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]

墨付九十五枚